

生産情報公表JAS
公益社団法人日本水産資源保護協会

認定審査手数料規程

（認定審査手数料）

第1条 公益社団法人 日本水産資源保護協会(以下「本会」と言う)は、認定申請を受理する場合は別表に定める申請手数料を、認定審査が終了して認定することが決定された者から別表に定める申請手数料以外の認定審査手数料を徴収するものとする。

（確認調査手数料等）

第2条 本会は、本会から認定を受けた業者(以下「認定事業者」という)に対し、認定業務規程第36条に基づく確認調査(審査)を実施するときは、別表に定める確認調査手数料を徴収するものとする。

（臨時確認調査手数料）

2 本会は、認定申請者及び認定事業者に対し、認定審査業務規程第37条又は第38条に基づく臨時確認調査(審査)を実施するときは、別表に定める臨時確認調査手数料を徴収するものとする。

（その他の費用）

第3条 本会は、審査以外で申請者から書類の要請があった場合別表による手数料を徴集するものとする。

（附則）

1. この規程は、平成21年3月26日より施行する

（附則）

1. この規程は、平成24年3月21日より施行する

（附則）

1. この規程は、平成 年 月 日より施行する